

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

私たちが健やかに生きていくためには「食」は欠かせない存在であり、生きる力の基礎となるものです。

近年、生活のスタイルや人々の価値観の多様化に伴って、日本人の食を取り巻く環境は大きく変化しています。

食べ物があふれ、栄養バランスの偏りや不規則な食事によって肥満や生活習慣病も増加しています。

一方では、核家族化が進み、昔のような世代を超えた家族そろっての食卓を囲んでいろいろな会話をしながら食事を摂る機会も減っています。

また、食品表示の偽装問題など、食の安全性に対する不安も社会全体に広がっています。

このような状況の中、国では、食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年6月、食育基本法を制定しました。

また、神奈川県においても、この法律を受けて食育に関する施策を総合的に展開するための計画である「食みらいかながわプラン」（神奈川県食育推進計画）を平成20年3月に策定しています。

本市においても、核家族化の進行など食を取り巻く環境が大きく変化しています。

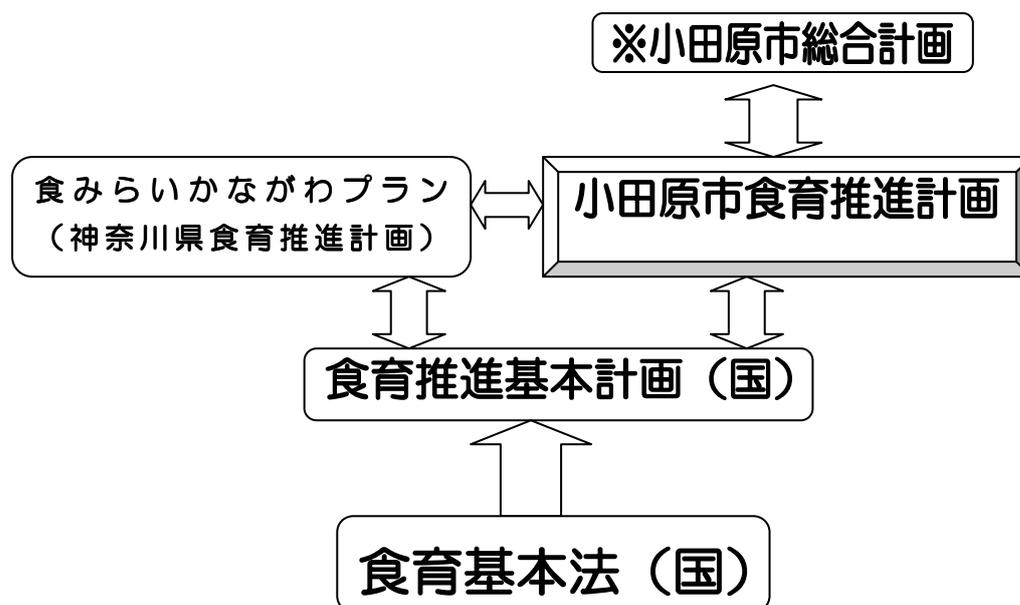
小田原は、山、森、川、田園、海などあらゆる自然環境を備え、温暖な気候と豊かな自然が生み出す大地の恵みから多くの農作物や魚などを収穫することができます。

また、長い歴史の中から、伝統食品が生まれ、今なお受け継がれており、生産現場を身近に感じることができます。

これらの資源を生かし、市民一人ひとりが食への感謝の気持ちを深め、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、その実現に必要な取組を計画的に推進するために、小田原市食育推進計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「食育基本法」の目的・基本理念をふまえ、同法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として、本市の食育推進施策の方向性や目標を定めています。
- (2) 小田原市総合計画や関連する他の計画と連携した計画とします。
- (3) すべての食育関係者並びに市民がそれぞれの特性をいかしながら、連携を図り、食育活動に取り組むための基本事項を示しています。



※小田原市総合計画とは、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成し、自治会連合会の区域ごとに作成した地域別計画と一対で市民のまちづくりを進めるものです。

## 3 計画期間

計画の期間は平成23年度(2011年度)から28年度(2016年度)までの6年間の計画といたしますが、情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

### 食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。